

平成30年7月豪雨に起因する民事に関する紛争について 調停の申立てをする場合に

民事調停の申立手数料の納付が免除されます

平成30年6月28日（平成30年7月豪雨の特定非常災害発生日として定められた日）に、災害救助法の適用対象地域に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方が、平成33年5月31日までに平成30年7月豪雨に起因する民事に関する紛争について調停の申立てをする際には、民事調停の申立手数料を納付することは要しません。

災害救助法の適用対象地域については、内閣府ホームページ「防災情報のページ」（http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html）をご覧ください。

1 対象となる紛争

- 平成30年7月豪雨に起因する民事に関する紛争が対象となります。
(※豪雨に起因するかどうかは、裁判所において判断されます。)

（紛争の例）

- ◇豪雨により生計・経営状態が悪化したことを理由とする債務整理に関する紛争
- ◇豪雨による土砂崩れにより不明確となった土地所有権の範囲を巡る紛争
- ◇豪雨による土砂崩れや河川の氾濫により終了した賃貸借契約の敷金返還等に関する紛争
- ◇豪雨による事業の閉鎖、経営悪化などを理由とする、解雇、雇止めに関する紛争

2 対象となる期間

- 平成30年6月28日から平成33年5月31日までに、裁判所に民事調停の申立てをした方が対象となります。

※平成30年7月豪雨に起因する民事に関する紛争について、既に、裁判所に民事調停の申立てをし、かつ、申立手数料を納付している方については、所定の手続により、裁判所において、申立手数料の還付を受けることができます。



民事調停について詳しく
お知りになりたい方は

民事調停

検索



http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minzi/minzi_04_02_10/index.html

平成30年7月 裁判所